7/26 -3 FÉI

国家公務員法等の一部を改正する法律

第一条~第三条 (略)

(検察庁法の一部改正)

第四条 検察庁法 (昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め

/同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め/同

条第一項の次に次の六項を加える。

法務大臣は 検事正 の職を占める検事が年齢六十三年に達したときは、 年齢が六十三年に達した日の

翌日に他の職に補するものとする。

法務大臣は、 前項の規定にかかわらず、年齢が六十三年に達した検事正の職を占める検事について、

当該検事の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、 当該検事を他の職に補することにより公務の運営に

著しい支障が生ずると認められる事由として法務大臣が定める準則 (以下この条において単に 「準則」

という。)で定める事由があると認めるときは、 当該検事が年齢六十三年に達した日の翌日から起算し

て一年を超えない範囲内で期限を定め、 引き続き当該検事に、 当該検事が年齢六十三年に達した日にお

檞 参事官

2. 2. 27

池

田亭

,務官

いて占めていた職を占めたまま勤務をさせることができる。

超えない範囲内 が引き続きあると認めるときは、 法務大臣は、 前項の期限又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、 (その範囲内に定年に達する日がある検事にあつては、延長した期限の翌日から当該定 準則で定めるところにより、 これらの期限の翌日から起算して一年を 前項の事由

前二項の規定により検事正の職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした検

年に達する日までの範囲内)で期限を延長することができる。

法務大臣は、

事については、 当該期限の翌日に他の職に補するものとする。ただし、第二十二条第三項の規定により

読 み替えて適用する国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の七第一項の規定により

当該検事を定年に達した日において占めていた職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、

この限りでない。

第二項から前項までに定めるもののほか、 第二項及び前項の規定により他の職に補するに当たつて法

務大臣が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職に補することに関し必要な事項並びに第三項及び

第四 [項の規定による年齢六十三年に達した日において占めていた職を占めたまま勤務をさせる期限の設

定及び延長に関し必要な事項は、準則で定める。

法務大臣は、 年齢が六十三年に達した検事を検事正の職に補することができな

第十条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、 同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、 同

条第一項の次に次の一項を加える。

前 :条第二項から第七項までの規定は、 上席検察官について準用する。

第十一条中「第九条第二項」を「第九条第八項」に改める。

外、 左の各号の一」を「ほか、 次の各号のいずれか」 に改め、 「これを」を削り、 同条に

次の一項を加える。

前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検

事又は検事長に任命することができない。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 検察官については、 国家公務員法第六十条の二の規定は、 適用しない。

第二十二条中「検事総長」を「検察官」に改め、 「、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に」

を削り、同条に次の七項を加える。

第 達した日において当該次長検事又は検事長の官及び職を占める職員については、別き続き勤務させるこ 検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした職員であつて、 限るものとし、 あるのは て三年を超えることができない」とあるのは「検察庁法第二十二条第五項又は第六項の規定により次長 おいて管理監督職を占めている職員については、 より異動期間 とについて内閣 で当該異動期間を延長した場合であつて、 「を当該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第八十一条の五第一項から第四項までの規定に 一項中 検事 ·総長、 「内閣が」と、 「に係る定年退職日」とあるのは 次長検事又は検事長に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長した職員であつて、 当該期限は、 の定める場合に限るものとする」と、 同条第二項中「前項の」とあるのは 当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算し 引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに 「が定年に達した日」と、 同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日ま 同項第一号及び同条第三項中 「前項本文の」と、 「を当該定年退職日」とあるのは 「前項各号」とあるの 「人事院規則で」と 定年退職日に 定年に 同条

職 は L に係 書中 「前項第一号」と、 齢が六十三年に達した日)」とし、 る異 「に係る定年退職日 動 期間 の末日)」とあるのは 「人事院の承認を得て」とあるのは (同項ただし書に規定する職員にあつては、 「が定年に達した日 「内閣の定めるところにより」と、 (同項ただし書に規定する職員にあつては 当該職員が占めてい る管 同 頭ただ 理 監

同条第一項第二号の規定は、

適用しな

61

年

職を占めている職員については、 を延長した場合であつて、 定年に達した日」と、 ことができない」 これらの規定により延 る定年退職 検事又は 期 深限は、 日」とあるのは 副検事に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、 当該 とあるの 飛員が占めている管理監督職に係る異 同項ただし書中 長された期間を含む。)を延長した職員であつて、 引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、 は 「が定年に達した日」と、 「検察庁法第九条第三項又は第四 同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間 「第八十一 条の五第 「を当該定年退職日」 動 期間 一項から第四 項 の 末日 (これらの規定を同法第十条第二 の 翌日から起算して三年を超える 項までの規定により異 定年退職日において管理監督 とあるのは 同条第一項中 「を当該 動 期 職 「に係 項に 間 員が

お

いて準用する場合を含む。)

の規定により検事正又は上席検察官の職を占めたまま勤務をさせる期限

と、 職員については、 の設定又は延長をした職員であつて、定年に達した日において当該検事正又は上席検察官の職を占める 年退職日 の末日)」とあるのは と、 で定める場合に限るものとする」と、 「人事院の承認を得て」とあるのは「準則で定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定 同条第二項中「前項の」とあるのは「前項本文の」と、 (同項ただし書に規定する職員にあつては、 引き続き勤務させることについて法務大臣が定める準則 「が定年に達した日 同項第一号及び同条第三項中 (同項ただし書に規定する職員にあつては、 当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間 「前項各号」とあるのは「前項第一号」 「人事院規則」とあるのは (以下単に 「準則」 年齢が六十三年 「準則

に検事に任命するものとする。 法務大臣は、 次長検事及び検事長が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日 に達した日)」とし、

同条第一項第二号の規定は、

適用、

しな

61

検事又は検事長 とにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由があると認めると 内 閣 は、 前項の規定にかかわらず、 の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、 年齢が六十三年に達した次長検事又は検事長について、 当該次長検事又は検事長を検事に任命するこ 当該次長

にお 期限を定め、 いて占めてい 当該次長検事又は検事長が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない 引き続き当該次長検事又は検事長に、 た官及び職を占めたまま勤務をさせることができる。 当該次長検事又は検事長が年齢六十三年に達した日 範囲内で

ない き続きあると認めるときは、 から当該定年に達する日までの範囲内) 内 範 閣 囲内 は 前項の期限又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、 (その範囲内に定年に達する日がある次長検事又は検事長にあつては、 内閣の定めるところにより、 で期限を延長することができる。 これらの期限の翌日から起算して一年を超え 延長した期限 前項の事由が引 の翌日

検事 定又は延長をした次長検事又は検事長については、 法 第二項の規定により読み替えて適用する国家公務員法第八十一条の七第一項の規定により当該次長 務 又は検事長を定年に達した日において占めていた官及び職を占めたまま引き続き勤務させることと 3大臣は、 前二項の規定により次長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務をさせる期限 当該期限の翌日に検事に任命するものとする。 ただ の設

第四項及び前項に定めるもののほか、 これらの規定により検事に任命するに当たつて法務大臣が遵守 した場合は、

この限りでな

すべき基準に関する事項その他の検事に任命することに関し必要な事項は法務大臣が定める準則で、 第

五項及び第六項に定めるもののほか、 これらの規定による年齢六十三年に達した日において占めていた

官及び職を占めたまま勤務をさせる期限の設定及び延長に関し必要な事項は内閣が、それぞれ定める。

第二十九条及び第三十条を削る。

第三十一条中「互に」を「互いに」に改め、 同条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とする。

第三十二条の二中「この法律」を削り、 「乃至第二十条」を「から第二十条の二まで」に、 「乃至第二

十五条」を「から第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条」に、 _ (昭和二十二年法律第百二十号)

附則第十三条」を 「附則第四条」に、 「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条を附則第一条とし、第三十四条及び第三十五条を削り、 第三十六条を附則第二条とし、

十七条から第四十二条までを削る。

附則に次の二条を加える。

第三条 令和 匹 年四 月一日から令和六年三月三十一日までの間における第二十二条第一項の規定の適 用に

ついては、 同項中 「検察官は、 年齢が六十五年」とあるのは、 「検事総長は、 年齢が六十五年に達した

時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

第四 条 法 1務大臣 は、 当分の 間 検察官 (検事 総長を除く。 が年齢六十三年に達する日の属する年度の

前 年度 (当該前年度に検察官でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報 の提供

及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大臣が定める準則で定める検察官にあつては、

当該 準則で定める期間)において、 当該検察官に対し、 法務大臣が定める準則に従つて、 国家公務員法

等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号

弗 号)による定年の引上げに伴う当分の間の措

置とし

そ

講じられ る検察官の 俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号) 附則第五条及び第六条第一項

の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特

例措置及び国家公務員退職手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号)附則第十二項から第十五 項までの

規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によること

なく退職をした場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該 退職をした日に国家公務員法第日

で六第 項 の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する

特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、 給与及び退職手当に関

する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、 同日の翌日以後における勤務の意

思を確認するよう努めるものとする。

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第五条 検察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九条」を「附則第三条」に改める。

第五条を附則第一条とし、第六条及び第七条を削る。

第八条中 「の如何なる」を「 (昭和二十二年法律第百二十号) のいかなる」 に改め、 同条を附則第二条

とし、第九条を附則第三条とし、第十条を附則第四条とする。

附則に次の二条を加える。

第五条 検事及び副検事の俸給月額は、 当分の間、 その者の年齢が六十三年に達した日の翌日以後、 第三

条第一 項の規定によりその者の受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額 (当該額に、 五

十円 未満 の端数を生じたときはこれを切り捨て、 五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円

に切り上げるものとする。)とする。

2 検察庁法第二十二条第四項又は第七項の規定により検事に任命された者 (第三条第一項に規定する準

則 (次項において単に 「準則」という。)で定める者を除く。)には、 当分の間、 当該任金 命の 日 (以 下

この項において 「任命日」という。)以後、 前項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、 任命! 日

の前日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額 (当該額に、 五十円未満の端数を生

じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものと

する。)と任命日に同項の規定によりその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給

する。

3 前 項 の準則で定める者であつて、 同項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があると認め

られる者には、 当分の間、 その者の受ける俸給月額のほか、 準則で定めるところにより、 同項の規定に

準じて算出した額を俸給として支給する。

第六条 前条第 項の規定の適用を受ける検察官に対する検察庁法第二十五条及び国家公務員法第八十九

条第 項の規定の適 用については、 検察庁法第二十五条中 「前三条」とあるのは 「前三条又は検察官の

俸給等に関する法律附則第五条第一 項」と、 同項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び検察官の俸

給等に関する法律附則第五条第一項の規定による降給」とする。

2 前項の規定は、 国家公務員法附則第四条の規定により、 検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、 同

法の特例を定めたものとする。

附則

第六条~第十条

(略)

,

第一

条

(略)

(実施のための準備等)

第二条 (略)

2·3 (略)

4 第四条の規定による改正後の検察庁法(以下「新検察庁法」という。)の規定による検察官の任用、 分

限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、 法務大臣は、 長期的な人事管理の 計 画的

推進その他必要な準備を行うものとし、 人事院及び内閣総理大臣は、 それぞれの権限に応じ、 法務大臣 0

行う準備に関し必要な連絡、 調整その他の措置を講ずるものとする。

法務大臣は、 施行日の前日までの間に、 施行日から令和五年三月三十一日までの間に年齢六十三年に達

5

する検察官 (検事総長を除く。) に対し、 新検察庁法附則第四条の規定の例により、 同 条に規定する給与

に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適

用される任用、 給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに

同 日 の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 · 7 (略)

.(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

2~4 (略)

5 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、 かつ、

旧 国家公務 員法勤務延長期限 (同条第 項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。 以

下この項及び次項にお いて同じ。)が施行日以後に到来する職員 (次項にお いて 旧 国家公務員法勤 務延

長職員」という。)に係る当該旧国家公務員法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規

定による勤務については、 新国家公務員法第八十一条の七の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

6 任 命権 温者は、 旧 国家公務員法勤務延長職員につい · て、 旧 玉 家公務員法勤 務延長期限又はこの 項 の 規定に

あると認めるときは、 人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期

新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事

由が

より

延長された期限が到来する場合において、

限を延長することができる。ただし、 当該期限は、 当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧 国家公務員

法第八十一条の二第一項に規定する定年退職 日 の翌日から起算して三年を超えることができな

検事長に対する前項の規定の適用については、

同

項中

「新国家公務員法第八十

7

検

事総長

次長検事

文は

の七第一項各号」とあるのは 「新検察庁法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する新国家

公務員法第八十一条の七第一項第一号」と、 「人事院の承認を得て」とあるのは 「内閣の定めるところに

より」と、 同項ただし書中「に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日」 とある

0 は 「が ?第四 条の規定による改正前 の検察庁法第二十二条に規定する定年に達した日」とする

8 検事 文は 副 検事 に対する第六項の規定の適用については、 同項中 「新国家公務員法第八十一 条の七第

項各号」とあるのは 「新検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第八

あるのは ろにより」と、 十一条の七第一 「が第四 項第一号」と、 同項ただし書中 条の規定による改正前の検察庁法第二十二条に規定する定年に達した日」とする。 「に係る旧 「人事院の承認を得て」とあるのは 国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日」と 「法務大臣が定める準則で定めるとこ

9 第六項の規定の適用については、 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の職員に対する 同項中 「ときは、 人事院の承認を得て」とあるのは、 「ときは」とする。

10 5 12

略

13 勤 兀 |務している職員又は同項の規定により次長検事若しくは検事長の官及び職を占めたまま引き続き勤務し 項 新検察庁法第九条第 の規定は、 施行日に 二項 おいて第五項の規定により検事正若しくは上席検察官の職を占めたまま引き続き (新検察庁法第十条第二項において準 用する場合を含む。)及び第二十二条第

てい

る職員には適

用しな

61

14 るものは み替えて適用する第六項 第 五項から第八項まで及び 内 |閣が、 検事 ·又は副検事に係るものは法務大臣が定める準則で、 の規定による勤 前項に定めるもののほか、 務 に関し必要な事項のうち、 第五項又は第七項若しくは第八項の規定により読 検事 それぞれ定める。 彩絵長、 次長検事又は検事長に係

(略)

第四 条 任命権者は、 次に掲げる者のうち、 年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日 议

時 下 強務を要する官職 「年齢六十五年到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、 (指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。) 当該者を採用しようとする常 に係

る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年 (施行日以後に設置された官職その他の 人事院規

より、 則で定める官職にあっては、 従前 の勤 務実績その他の 人事院規則で定める年齢) 人事院規則で定める情報に基づく選考により、 に達している者を、 人事院規則で定めるところに 一年を超えない範囲内で任

期を定め、 当該 常時勤務を要する官職に採用することができる。

施行日前に旧国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者

_ 旧国家公務員法第八十一条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤

務した後退職した者

三 施行 日前 に旧国家公務員法の規定により退職した者 (前二号に掲げる者を除く。) のうち、 勤続期間

そ の他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

兀 施行日前に旧自衛隊法の規定により退職した者 (旧自衛隊法第四十四条の三第 項又は第二項及び附

則第八条第五項又は第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。) のうち、 前三号に掲げる者に

準ずる者として人事院規則で定める者

2 令和十三年三月三十一日までの間、 任命権者は、 次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日ま

での間にある者であって、 当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職に係る新国家公務員法定年に

達している者を、 人事 院規則で定めるところにより、 従前 の勤務実績その他の 人事 '院規則で定める情報 に

基づく選考により、 年を超えない範囲内で任期を定め、 当該常時勤務を要する官職に採用することがで

きる。

施行日以後に新国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職した者

施行日以後に新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務 した後退職した者

 \equiv 施行日以後に新国家公務員法第六十条の二第 項の規定により採用された者のうち、 同条第二項に規

定する任期が満了したことにより退職した者

匹

施行日以後に新国家公務員法の規定により退職した者(前三号に掲げる者を除く。)のうち、 勤続期

間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

五 施行日以後に新自衛隊法の規定により退職した者のうち、 前各号に掲げる者に準ずる者として人事院

規則で定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、 人事院規則で定めるところにより、 一年を超

えな い範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、 前二項の規定により採用する者又は

この 項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければ ならない

第五条 任 命権 者は、 新国家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかわらず、 前条第一項各号に掲げる者

のうち、 年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、 当該者を採用しようとする短時間勤 務

の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢 (短時間勤務の官職を占める職員が、 常時勤務を要する官職で

その職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧国家公務員法第八

十一条の二第二項に規定する定年 (施行日以後に設置された官職その他 の人事院規則で定める官職 に あっ

ては、 人事 ,院規則で定める年齢) をいう。) に達している者を、 人事 ·院規則で定めるところにより、 従前

の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、 年を超えない範囲内で任期を定め、

当該短時間勤務の官職に採用することができる。

2 令和 十三年三月三十一日までの間、 任命権者は、 新国家公務員法第六十条の二第三項の規定にかか わら

ず、 前条第二項各号に掲げる者のうち、 年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者

を採用しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している者 (新国家公務員

法第六十条の二第一項の規定により当該短時間勤務の官職に採用することができる者を除く。)を、 人事

院規則で定めるところにより、 従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、

年を超えな 15 範囲内で任期を定め、 当該短時 間勤務の の官職に採用することができる。

3 前二 項の規定により採用された職員の任期については、 前条第三項の規定を準用する。

第六条 (略)

2~10 (略)

11 検察官及び退職時に特定地方警務官であった者については、 前二条の規定は、 適用しない。

第七条~第十五条 (略)

(検討)

第十六条 は 新 他 定年 自 0 事 衛 前再任用短時 隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しく 情 政府 並びに は、 人事 国家公務員 '間勤務隊員に関連する制度又は新検察庁法に規定する年齢が六十三年に達した検察官 院における検討 の年齢別構成及び人事管理の状況 0 状況に鑑み、 必要があると認めるときは 民間における高年齢者 新国家公務員法若しくは この雇 用 の状況その

0

任

用

に関連する制度について検討を行い、

その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 基準、 う、 検 (察庁 政 府 国家公務員の給与制度について、 昇給 は、 法第二十二条又は 国家公務員 の基準、 俸給表に定める俸給月額その他 の給与水準が 旧自衛隊法 第 旧 沿山十四 人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の 国家公務員法第八十一条の二第二項、 条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよ の事項についての検討の状況を踏まえ、 第四 条の規定による改 令和十二年三 Ē 前 の

め 政 \mathcal{O} 人事 府 は 評 前 価 項 0 Ó 改善が重要であることに鑑み、 人事院 にお ける検討 の ためには、 この 職 法律の公布後速やかに、 員 の 能 力及び実績を職員 人事 の処遇に的 評 価 の結果を表示する記 確 に反映するた

号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、

施行日までに、

その結果に基づいて所

3

月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

要の措置を講ずるものとする。

第十七条・第十八条(略)

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十九条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

同表第十二条第二項第二号の項中

「再任用短時間

勤務

7職員」

を 「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、 同表第十六条第三項の項を削

第十六条の表第八条第十二項の項を削り、

第十七条の表第六条第一項ただし書、 第六条第二項ただし書、 第七条第二項、 第十一条及び第十七条第

項 第 一 号の項中 第六条第二項ただし書」を「及び第二項ただし書」に、「及び」を「並びに」に、

「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条第一項中「の定める」を「で定める」に、 「第八十一条の五第三項」を 「第六十条の二第三

項」に改める。

第二十四条の表第十二条第二項第二号の項中 「再任用短時間勤務職員」 を 「定年前再任用短時間勤 務職

員 に改め、 同表第十六条第三項の項を削り、 同表第十九条の八第三項の項中「第十条の四」を「第八条

第四 同表第二十二条第一項の項中 項から第十一項まで、 第十条の四」に、 「再任用短時間勤務職員」 「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 を 「定年前再任 用短時間勤 務 **職員**」 に改める。 に改め、

を 第七条第二項、 「第六条第一項ただし書及び第二項ただし書」に、「再任用短時間勤務職員」 第二十五条の表第五条第 第十一条、 第十七条第一項第一号並びに第二十三条の項中「第六条第一項及び第二項」 項の項中 「の定める」を「で定める」に改め、 同表第六条第一項及び第二項 を 「定年前再任 用短時間

勤務職員」に改める。

項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 項の規定により採 第二十六条第一項中 用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第六十条の二第二 「の定める」を「で定める」に、 「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一

に、 第 第二十七条第一項の表第二十三条第一項の項中 「第四 「第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項の規定により採用さ 項又は第八十一条の五第 十四 条の五第三項」 を 項 「第四十一条の二第三項」に改め、 を 「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤 「第八十一条の五第三項」 同表前条第一項の項中 を「第六十条の二第三項」に 「第八十一条の 務 職 員

匹

兀 短時 四 れた職員」に改め、 条 一条の二第一項の規定により採用された」 の 間 匹 勤 第一項、 務 の官 職 第四十四条の五第一項又は」を「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法」に改める。 を占める」 同条第二項中「第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める」を を 「第四 十一条の二第一 に改め、 項の規定により採用された」に、 同条第三項中 「第四十四 一条の五 第 「自衛隊法第四十 項に規定する 「 第

(給与法附則第八項の規定が適用される育児短時 '間勤務職員等に関する読替え)

同条に見出しとして「(施行期日)

」を付し、

附則に次の三条を加える。

附則を附則第一条とし、

第二条 あ より読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項 本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 るのは、 育児短時 に、 間勤 国家公務員の育児休業等に関する法律 務職員に対する給与法附 則第八項の規定の適用につい (平成三年法律第百九号)第十七条の規定に ては、 同項中 とする」と

2 同 !条の規定の適用については、 第二十二条の規定による勤務をしてい 同条中「前条まで」とあるのは る職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける場合に 「前条まで及び附則第二条第一項」と における

する。

、検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読

替え)

第三条 育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号) 附則

第五条第一項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、 こに、 国家公務員の育児休

業等に関する法律 (平成三年法律第百九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職 の職員 の 勤 務

時間、 休暇等に関する法律 (平成六年法律第三十三号) 第五条第一項ただし書の規定により定められた

その者 この勤 務 時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十二条の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定

の適用を受ける場合における第二十二条の規定の適用については、 同条中「前条まで」とあるのは、

前条まで及び附則第三条第一項」とする。

第四条 (略)

第二十条~第二十八条 (略)

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律 (平成十七年法律第百十八号) の一部を次

のように改正する。

附則第三条第一項第一 号 中 「第九条」を「附則第三条」に改める。

第三十条・第三十一条 (略)

(検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第五号) の一部を次

のように改正する。

附則第一条ただし書中 「附則第六条」を 「附則第四条」に改める。

附則第二条中「(次条及び附則第四条において「特例期間」という。)」 を削り、 「第十条第一項」を

「附則第四条第一項」に改める。

附則第三条及び第四条を削る。

附則第五条中 「前三条」を 「前条」 に改め、 同条を附則第三条とする。

附則第六条中 「附則第二条から前条まで」を「前二条」に改め、 同条を附則第四条とする。

第三十三条・第三十四条 (略)

(特定秘密の保護に関する法律の一部改正)

第三十五条 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「第二十条各号」を「第二十条第一項各号

」に改める。

第三十六条 (略)

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成三十年八月十日付けの意見の申出に鑑み、 国家公務員の定年を段階的

管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短

に年齢六十五年に引き上げるとともに、

時間勤務の制度を設けるほか、年齢六十年を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の

措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。